

鹿児島県事業継続支援金に関するよくあるご質問 Q & A

【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者】
【2020年1月から3月の間に創業・開業した中小法人等・個人事業者】

※Q & Aは随時更新してまいります。

令和2年8月31日

<制度概要・目的>

Q 1. 県の事業継続支援金の概要を教えてください。

A. 今回の鹿児島県事業継続支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業収入が大きく減少し、厳しい状況にある県内事業者の事業継続を図るため、**国の持続化給付金に上乘せし**、県独自に事業に幅広く使える支援金を給付するものです。減少率が80%以上90%未満の事業者は10万円を上限、90%以上の事業者は20万円を上限に、事業全般に広く使える支援金を給付します。

Q 2. 給付された支援金の使い道に制限はありますか。

A. 使途は限定されていないため、個々の状況に応じて事業継続のために広くお使いいただけます。

Q 3. 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできますか。

A. 申請は、法人又は個人事業主単位で認められるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q 4. 「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」と「2020年1月から3月の間に創業・開業した事業者」以外の事業者は申請できないのですか。

A. 「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」及び「2020年1月から3月の間に創業・開業した事業者」については、これまで国の持続化給付金及び鹿児島県事業継続支援金（申請期間：令和2年6月30日まで）の対象となっておりませんでしたが、国の持続化給付金において対象に加えられたことから、この度、県においても、これらの事業者を対象とする支援金の申請受付・給付を行うこととしました。

これらの事業者以外の方は申請いただけませんので、ご注意ください。（令和2年6月30日をもって申請受付を終了しています。）

＜対象期間及び対象月＞

※申請要領

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者向け（以下「雑所得・給与所得」という。）P1
令和2年1月から3月の間に創業した中小法人等向け（以下「令和2年創業中小法人等」という。）P1
令和2年1月から3月の間に開業した個人事業者向け（以下「令和2年開業個人事業者」という。）P1

Q1. 収入の減少率をみる対象期間は、いつからいつまでですか。

A. (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者)

対象期間は、2020年1月から、本県の緊急事態宣言が解除された5月までとじています。この期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2019年の月平均の業務委託契約等収入と比べて業務委託契約等収入が80%以上減少した月がある事業者が、本支援金の対象となります。

(2020年1月から3月の間に創業・開業した中小法人等・個人事業者)

対象期間は、2020年4月から、本県の緊急事態宣言が解除された5月までとじています。この期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年の法人設立日（又は開業日）の属する月から3月までの月平均の事業収入と比べて事業収入が80%以上減少した月がある事業者が、本支援金の対象となります。

Q2. 「任意に選択したひと月」のとらえ方を教えてください。

(暦の月単位か、任意の連続30日間でも良いのか。)

A. 暦の月単位でとらえます。

(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者のみ)

ただし、「2020年4月15日から5月14日まで」については、県が休業等要請を行った期間（2020年4月25日から5月6日まで）を核とする30日間として、本県独自に特例を設けております。

当該期間において、前年同期間（2019年4月15日～5月14日）と比較（※）して業務委託契約等収入が80%以上減少しており、日次集計による売上台帳など証拠書類等の提出が可能な場合は、本支援金の対象として申請することができます。

※2019年の月平均収入額との比較ではありませんのでご注意ください。

Q3. 本支援金の申請にあたり、国の持続化給付金を申請するときに選択した対象月と異なる月を対象月にして申請することは可能ですか。

A. (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者)

可能です。

ただし、国の持続化給付金の申請時に選択した対象月と異なる月を選択して本支援金に申請する場合は、80%以上売上が減少した対象月の売上台帳等の写しを提出いただくなど提出資料が一部異なりますので、ご了承ください。

(2020年1月から3月の間に創業・開業した中小法人等・個人事業者)

可能です。

ただし、添付書類の「持続化給付金に係る収入等申立書」に、申請する対象月(2020年4月又は5月)の売上金額が記載されており、税理士の確認がなされている必要がありますので、ご注意ください。

＜給付対象者＞

※申請要領 雑所得・給与所得：P 2

令和2年創業中小法人等：P 1

令和2年開業個人事業者：P 1

Q 1. 複数回受給することはできますか。

A. 複数回受給することはできません。

Q 2. (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者)

「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」とは、どのような事業者が該当するのですか。

A. フリーランスを含む個人事業者の方で、雇用契約によらない、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を、主たる収入として、税務上の雑所得又は給与所得で、確定申告をしている方が対象となります。(確定申告において事業所得に係る収入がある方は対象外となります。)

(一例)

- ・委任契約に基づき、音楽教室や学習塾の講師など、「生徒を教える」という役割を委任されている方
- ・請負契約に基づき、成果物を納品されているエンジニアやプログラマー、WEBデザイナー、イラストレーター、ライターなど
- ・業務委託契約に基づき、化粧品や飲料など、特定取引先の商品を届け、集金する業務を委託されている方 など

※上記の職種であっても、会社等に雇用されている方(サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。)は対象になりません。

Q 3. 本店が鹿児島県外にある法人ですが、県内に支店を置いて事業を行っている場合、支援金の対象となりますか。

主たる事業所が県外にある個人事業者ですが、県内に居住している場合、支援金の対象となりますか。

A. 本支援金は、

- ・県内に本店(※1)又は主たる事務所(※2)を有する法人
- ・県内に主たる事業所(※3)を有する個人事業者(住所は県内外を問わない)を対象としています。お尋ねのケースは、いずれも対象外になります。

※1 本店：会社の登記簿に記載された「本店」をいう。

【株式会社、特例有限会社等】(「本店」は、会社法に規定。)

※2 主たる事務所：法人(会社を除く)の登記簿に記載された「主たる事務所」をいう。【医療法人、農業法人、一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人、公益法人等】

※3 主たる事業所：所得税青色申告決算書及び白色申告に係る収支内訳書の「事業所所在地」欄に記載された事業所をいう。

Q 4. (2020年1月から3月の間に創業した中小法人等)

本店は県内にある事業者ですが、県外で事業を行っており、県内で事業を行っていない場合、支援金の対象となりますか。

A. 県内に本店がある法人で、給付要件を満たせば、対象となります。

なお、県内での事業実態を資料等により確認させていただく場合があります。

Q 5. (2020年1月から3月の間に創業した中小法人等)

「中小法人等」とは、どのような法人のことですか。非営利型の法人は対象となりますか。

A. 「資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること」、「資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下」のいずれかを満たす会社、公益法人やNPO法人など会社以外の法人(※)を指します。

※会社以外の法人の例

農業法人、法人税法別表第二に該当する法人(公益財団(社団)法人、一般財団(社団)法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人等)、法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人(NPO法人等)

Q 6. (2020年1月から3月の間に創業した中小法人等)

NPO法人や医療法人，社会福祉法人等で，資本金が無い場合，「中小企業等」にあてはまるかどうかについては，どのように判断するのですか。

A. 常時使用する従業員の数が2,000人以下であることを確認し，判断します。

Q 7. (2020年1月から3月の間に創業した中小法人等)

資本金や常時使用する従業員数の基準日はいつですか。

A. 申請日時点となります。

Q 8. なぜ，国の持続化給付金の給付通知（または申請中）を受けないと，県の事業継続支援金の対象とならないのですか。

A. 感染症の拡大により，大きな影響を受ける事業者に対して，事業の継続を下支えするため，国が持続化給付金の給付を行っています。これは，ひと月の収入が50%以上減少している事業者に対して，中小法人等は200万円を上限，個人事業者は100万円を上限に給付を行うものです。

一方，県の事業継続支援金は，ひと月の収入が90%以上減少している事業者に対して20万円を上限，80%以上～90%未満減少している事業者に対して10万円を上限に給付するものです。

県の事業継続支援金は，まずは，国の持続化給付金をご活用いただいて，その中でも減少率が80%以上とより厳しい事業者の支援を目的としていることから，国の持続化給付金の活用が前提となっています。

Q 9. 県内で，飲食店やスナック，コンビニなど複数部門の経営を行っています。

スナック部門で事業収入（売上）が90%減，他部門では80%未満となっていますが，1つの部門において事業収入が前年同月比で80%以上減少していれば，給付対象となりますか。

A. 本支援金の申請は，法人又は個人事業者単位で認められるため，事業者が複数部門を経営しており，その一部の事業部門だけが要件を満たしていても，事業者全体として要件を満たしていない場合は，給付対象となりません。

Q 1 0 . 減少率を算出すると、79.9%でした。小数点以下の取扱について教えてください。

A. 対象期間（※）のうち、いずれかの月の収入が80%以上減少していることを給付対象の要件としております（小数点以下の切り上げ，四捨五入は行わない。）。よって，お尋ねのケースは，申し訳ありませんが対象外となります。

※対象期間は，主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者は2020年1～5月，2020年1月から3月の間に創業・開業した中小法人等・個人事業者は2020年4～5月となります。

Q 1 1 . 新型コロナウイルス感染症の影響により，すでに廃業したのですが，対象となりますか。

A. 事業の継続を目的とした支援金であるため，すでに廃業されている方や廃業予定の方は，対象となりません。

Q 1 2 . 新型コロナウイルスの影響により，県の休業等要請期間（2020年4月25日から5月6日まで）以前から休業していますが，支援金の対象となりますか。

A. 新型コロナウイルスの影響による休業であって，支援金の給付要件（事業を継続する意思を有していること等）を満たす場合は，対象となります。

Q 1 3 . 新型コロナウイルスの影響を受け，5月末まで休業し，6月1日から再開しました。その結果，5月が売上高ゼロとなり，売上減少率は100%となるが，申請は可能ですか。

A. 実際に5月を全て休業して売上実績がゼロの場合，5月を対象月として申請が可能です。

<給付額>

※申請要領 雑所得・給与所得：P 3

令和2年創業中小法人等：P 3

令和2年開業個人事業者：P 3

Q 1. (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者)
算出方法における業務委託契約等収入とは何ですか。
(2020年1月から3月の間に創業・開業した中小法人等・個人事業者)
算出方法における事業収入とは何ですか。

A. (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者)
業務委託契約等収入とは、雇用契約によらない業務委託契約、委任契約、請負契約などに基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として計上されるものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。
(確定申告において事業所得に係る収入がある方は対象外となります。)

(2020年1月から3月の間に創業・開業した中小法人等・個人事業者)
事業収入とは、確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。

Q 2. 減少率をどのように考えたらいいですか。

A. (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者)
2020年1～5月のうち、2019年の月平均と比較して、90%以上または80%以上90%未満、業務委託契約等収入が減少した月があれば、その月の減少率をもって、支援金の対象となります。

(2020年1月から3月の間に創業・開業した中小法人等・個人事業者)
2020年4～5月のうち、2020年の法人設立(又は開業)した日の属する月から3月までの月平均と比較して、90%以上または80%以上90%未満、事業収入が減少した月があれば、その月の減少率をもって、支援金の対象となります。

<申請書類>

※申請要領 雑所得・給与所得：P 4

令和2年創業中小法人等：P 4

令和2年開業個人事業者：P 4

Q 1. 申請書の作成について、問い合わせできる場所はありますか。

A. 県ホームページ上に、申請要領、申請書の記載例等を掲載していますので、参考にしてください。ご不明な点がございましたら、「鹿児島県事業継続支援金専用ダイヤル」(099-286-3460)へお問い合わせください。

なお、国の持続化給付金については、申請サポート会場が設置されています。

※サポート会場（会場コード） ※完全予約制

鹿児島会場（4601）：鹿児島商工会議所

予約用共通電話番号（オペレーター対応、9～18時）

0570-077-866

申請サポート会場受付専用ダイヤル（自動ガイダンス、24時間対応）

0120-835-130

Q 2. 印鑑は認め印でもよいですか。

A. 個人事業主の場合は、認印でも構いません（シャチハタ不可）。法人の場合は、印鑑登録されている代表取締役印（丸印）を押印して下さい。

Q 3. （主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者）

2019年分の確定申告書類を提出できない場合は、どうしたらよいですか。

A. ①雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を「給与」として得ており、2019年分の所得税の確定申告義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために確定申告書類を提出できない場合

→「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」（国の持続化給付金申請要領の35頁を参照）に必要事項を記入し、税理士の署名又は記名押印の上、確定申告書に代わる証拠書類として提出してください。

②2019年分の所得税の確定申告の義務がない、その他相当の自由により確定申告書類を提出できない場合（①に該当する場合を除く）

→2019年分の市町村民税・都道府県民税の申告書類の控え（收受印の押印されたもの）を提出してください。

③「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、2019年分の確定申告を

完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合、又はその他相当の事由により確定申告書類を提出できない場合→2018年分の確定申告書類等の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控えを提出してください。（この場合、給付額の算定に当たっては、2019年の年間業務委託契約等収入に代わり、2018年の年間業務委託契約等収入を用いることとします。）

Q 4. (2020年1月から3月の間に創業・開業した中小法人等・個人事業者)
国の持続化給付金の申請時に添付した「持続化給付金に係る収入等申立書」は、そのまま使えますか。

A. 申請しようとする対象月(2020年4月又は5月)の売上金額が記載されていれば、その写しを、県の支援金申請時の添付書類としてお使いいただけます。

Q 5. 国の持続化給付金の給付通知書を紛失してしまい、提出できません。どうしたらよいですか。

A. 持続化給付金給付通知書は再発行されませんので、給付通知書の写しに代えて、以下の(1)及び(2)の書類を添付して申請ができます。

(1) 持続化給付金が振り込まれた通帳の写し(①～③の全て)

①おもて面

②通帳を開いた1・2ページ目

③持続化給付金の振込の事実が確認できるページ(該当部分に下線を付す)

(2) 「持続化給付金ホームページ内の申請マイページの「持続化給付金申請フォーム」の全ページを印刷したもの」又は「申請サポート会場で交付された申請者カルテ(申請番号記載あり、申請済み欄チェックあり)の写し」

(注) 上記(1)の口座を「鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書」の振込先口座欄に記入して、申請してください。

<申請書類の入手方法>

※申請要領 雑所得・給与所得：P 5
令和2年創業中小法人等：P 5
令和2年開業個人事業者：P 5

Q 1. 申請書の様式は、どこで入手できますか。

- A. 申請書等の指定様式は、県のホームページに掲載していますので、ダウンロードして下さるようお願いします。
なお、パソコンをお持ちでない場合や紙の申請書類が必要な場合は、県の地域振興局・支庁の本所（総務企画課）、県産業会館内のかごしま産業支援センター（経営支援課）、各市町村、各商工会議所または商工会で受け取ることができます。

<申請方法>

※申請要領 雑所得・給与所得：P 5
令和2年創業中小法人等：P 5
令和2年開業個人事業者：P 5

Q 1. なぜ、簡易書留やレターパックで申請する必要があるのですか。県庁や県の出先機関に持参してよいですか。

- A. 万一、申請書類がこちらに届かない状況が生じた場合も、申請者において送付物を追跡確認できるよう、簡易書留又はレターパックでの申請をお願いしております。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請書の持参はご遠慮いただきますようご理解、ご協力をお願いします。
また、県へ申請書が大量に届くことから、受理や審査を迅速に進めるため、書類が届いているかどうかの個別のお問い合わせはご遠慮くださいますよう、ご理解のほどよろしくをお願いします。

<申請期間>

※申請要領 雑所得・給与所得：P 5
令和2年創業中小法人等：P 5
令和2年開業個人事業者：P 5

Q 1. 申請受付はいつからですか。

- A. 8月31日（月）から開始しており、10月7日（水）（※当日消印有効）までとします。
※ 申請書、申請要領については8月31日（月）から県ホームページ上で提供しています。

Q 2. 申請受付期限の10月7日までに国の持続化給付金の申請ができない場合は、県の支援金は申請できないのですか。

- A. 県の事業継続給付金は、まずは、国の持続化給付金を活用いただいて、その中でも減少率が80%以上とより厳しい事業者の支援を目的としていることから、国の持続化給付金の活用が前提となっています。このため、国の持続化給付金の申請を済ませて、10月7日までに県に申請していただく必要があります。持続化給付金の電子申請が困難な場合は、県内に「申請サポート会場」が開設されていますので、お早めにご予約のうえ、ご利用ください。

※サポート会場（会場コード） ※完全予約制

鹿児島会場（4601）：鹿児島商工会議所

予約用共通電話番号（オペレーター対応、9～18時）

0570-077-866

申請サポート会場受付専用ダイヤル（自動ガイダンス、24時間対応）

0120-835-130

Q 3. 国の持続化給付金が振り込まれないと、県の支援金は申請できないのですか。

- A. 持続化給付金の申請を行っていただければ、振込み前であっても県の支援金へ申請いただけます。（申請期限：令和2年10月7日（水）当日消印有効）
ただし、県の支援金の申請後、給付を受けるには、持続化給付金の給付通知書（写し）を提出していただく必要がありますので、後日、給付通知書が届きましたら速やかに写しを提出してください。
なお、令和2年12月31日（当日消印有効）までに給付通知書（写し）の提出がない場合は、県の支援金は給付できませんのでご注意ください。

Q 4. 支援金はなるべく早く申請しないと予算が無くなってしまいますか？

- A. 早い者勝ちということはありません。申請期間内に受理したものについては、要件を満たせば、支援金の対象となりますので、ご安心ください。

<申請書類提出後の流れ>

※申請要領 雑所得・給与所得：P 6
令和2年創業中小法人等：P 5
令和2年開業個人事業者：P 5

Q 1. 申請者名義と異なる口座を指定することはできますか。

A. 同一名義でお願いします。

Q 2. 支援金は、いつ頃振り込まれますか。

A. 提出された申請書類の記載内容、証拠書類等に不備がない状態であれば、最短で2週間程度でお支払いできるものと考えています。

なお、国の持続化給付金の申請中に本支援金を申請いただいた場合は、後日ご提出いただく持続化給付金の給付通知（写し）に記載された金額を確認してから、本支援金の給付決定を行いますので、給付までに一定の日数を要しますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

Q 3. 給付に係る審査結果は、通知がありますか。

A. 支援金の給付を決定した場合は、申請者へ決定通知書を送付します。
また、審査の結果、給付を行わない場合も、文書で通知いたします。

Q 4. 現金で直接支援金を受け取ることは可能ですか。

A. 口座振込のみとなります。

<その他>

Q 1. 国や市町村の給付金等と重複して申請できますか。

A. 対象者は、国の持続化給付金の給付決定を受けている事業者又は申請中の事業者で、受給後も事業を継続する意思を有する者とします。

県の休業等協力金や市町村の給付金等については、要件を満たせば、重複して申請することは可能です。

他の自治体の給付金等が、県の事業継続支援金と重複して受給可能か否かについては、制度を運営するそれぞれの自治体にご確認ください。

Q 2. 事業の施設を有していることが申請の要件になりますか。

A. 施設の有無は要件ではありません。

Q 3. この支援金は、課税対象となりますか。

A. 本支援金は、厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。